

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附 則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧供給 地点の指定解除について

東北経済産業局長から、別紙 2 の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第 3 6 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 2 2 条第 1 項及び第 2 8 条第 1 項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙 1 のとおり東北経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

経 済 産 業 省

20240829東北第2号

令和6年10月21日

東北経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和6年8月29日付け20240823東北第23号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

(別紙 2)

指定の解除事業者数 2 事業者 指定旧供給地点群数 2 地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
岩手中央農業協同組合 (法人番号 8400005002373)	第 3 都南ニュータウン
盛岡ガス株式会社 (法人番号 9400001001576)	桜台ニュータウン